

目指す国土の姿 (関連施策参考資料)

デジタルとリアルの融合による活力ある国土づくり

経済財政運営と改革の基本方針2022 新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～

（令和4年6月7日
閣議決定）

I. 我が国を取り巻く環境変化と日本経済

- 我が国を取り巻く環境変化（新型コロナウイルス感染症、ロシアのウクライナ侵略、気候変動問題等）や国内における構造的課題（輸入資源価格の高騰、人口減少・少子高齢化、潜在成長率の停滞、災害の頻発化・激甚化等）など、**内外の難局が同時かつ複合的に押し寄せている。**
- 世界経済の不確実性が大きく増す中、我が国のマクロ経済運営については、**当面、2段階のアプローチで万全の対応を行う。**

【第1段階】総合緊急対策を講じることにより、**国民生活や経済への更なる打撃を抑制し、厳しい状況にある方々を全力で支援。コロナ禍からの回復を確かなものに。**
予備費の活用等により**予期せぬ財政需要にも迅速に対応し、国民の安心を確保。**

【第2段階】骨太方針2022や新しい資本主義に向けたグランドデザイン・実行計画を**ジャンプスタートさせるための総合的な方策を早急に具体化し、実行へ。**

- 大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を一体的に進める**経済財政運営の枠組みを堅持。**民需主導の自律的な成長とデフレからの脱却に向け、**躊躇なく機動的なマクロ経済運営を行う。**
- 持続的な経済成長に向けて、官民連携による計画的な重点投資を推進する。危機に対する必要な財政支出は躊躇なく行い、万全を期す。**経済あっての財政**であり、**経済をしっかり立て直す。**そして、**財政健全化**に向けて取り組む。

II. 新しい資本主義に向けた改革

- **社会課題の解決に向けた取組それ自体を付加価値創造の源泉として成長戦略に位置づけ**
- **官と民が協力して計画的・重点的な投資と改革を行い、課題解決と経済成長を同時に実現**

新しい資本主義に向けた重点投資分野

1. 人への投資と分配

- ・スキルアップ、多様な働き方の推進
- ・質の高い教育
- ・賃上げ・最低賃金の引上げ（全国均重平均1000円以上）
- ・「資産所得増進プラン」（NISAの抜本的拡充、iDeCo制度の改革等）

2. 科学技術・イノベーションへの投資

- ・量子、AI、バイオテクノロジー・医療分野への官民が連携した投資の抜本拡充

3. スタートアップ（新規創業）への投資

- ・スタートアップ育成5か年計画を本年末に策定（5年10倍増）

4. グリーン・トランスフォーメーション（GX）への投資

- ・150兆円超の官民投資に向けた成長志向型カーボンライジング構想の具体化やGX経済移行債（仮称）の検討

5. デジタル・トランスフォーメーション（DX）への投資

- ・テクノロジーマップの整備・実装、マイナンバーカードの普及

社会課題の解決に向けた取組

● 民間による社会的価値の創造

- ・PPP/PFIの活用等による官民連携の推進
- ・社会的インパクト投資、共助社会づくり
- ・イノベーションを促す競争環境の整備

● 包摂社会の実現

- ・少子化対策・こども政策、女性活躍
- ・共生社会づくり、孤独・孤立対策、就職氷河期世代支援

● 多極化・地域活性化の推進

- ・デジタル田園都市国家構想
- ・分散型国づくり、地域公共交通ネットワークの再構築
- ・多極化された仮想空間へ
- ・中堅・中小企業の活力向上、債務増大への対応
- ・観光立国の復活、文化芸術・スポーツの振興

● 経済安全保障の徹底

III. 内外の環境変化への対応

国際環境の変化への対応

● 外交・安全保障の強化

- ・安全保障環境が一層厳しさを増す中、外交・安全保障双方の大幅な強化
- ・防衛力を5年以内に抜本的に強化

● 経済安全保障の強化

- ・経済安全保障推進法の着実な施行

● エネルギー安全保障の強化

- ・省エネ促進、再エネ、原子力など脱炭素効果の高い電源を最大限活用

● 食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長の推進

- ・食料安定供給、みどり戦略、輸出促進（2030年5兆円目標）、スマート農林水産業

● 対外経済連携の促進

- ・国際連携の強化（DFFT、TPP11、RCEP、IPEF等）
- ・対日直接投資の推進（2030年80兆円目標）
- ・外国人材の受入れ・共生

防災・減災、国土強靱化の推進、東日本大震災等からの復興

国民生活の安全・安心

IV. 中長期の経済財政運営、V. 当面の経済財政運営と令和5年度予算編成に向けた考え方

- **財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの財政健全化目標に取り組む。**経済あっての財政であり、現行の目標年度により、**状況に応じたマクロ経済政策の選択肢が歪められてはならない。**必要な政策対応と財政健全化目標に取り組むことは決して矛盾するものではない。経済をしっかり立て直し、そして財政健全化に向けて取り組んでいく。ただし、感染症及び直近の物価高の影響を始め、**内外の経済情勢等を常に注視していく必要がある。**このため、**状況に応じた必要な検証を行っていく。**
- **官民連携による計画的な重点投資の推進、単年度予算の弊害是正、効果的・効率的な支出（ワイスペンディング）の推進とEBPMの徹底強化、税制改革。**
- **全世代型社会保障をはじめとする持続可能な社会保障制度の構築、その他歳出分野（社会資本整備、地方行財政、教育・研究活動の推進）の取組を実施。**
- **令和5年度予算において、本方針及び骨太方針2021に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進。ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない。**

【基本的な考え方～「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指して～】

デジタルは地方の社会課題を解決するための鍵であり、新しい価値を生み出す源泉。今こそデジタル田園都市国家構想の旗を掲げ、デジタルインフラを急速に整備し、官民双方で地方におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）を積極的に推進。

- ▶ デジタル田園都市国家構想は「新しい資本主義」の重要な柱の一つ。地方の社会課題を成長のエンジンへと転換し、持続可能な経済社会の実現や新たな成長を目指す。
- ▶ 構想の実現により、地方における仕事や暮らしの向上に資する新たなサービスの創出、持続可能性の向上、Well-beingの実現等を通じて、**デジタル化の恩恵を国民や事業者が享受できる社会**、いわば「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す。これにより、東京圏への一極集中の是正を図り、**地方から全国へとボトムアップの成長**を推進する。
- ▶ 国は、基本方針を通じて、**構想が目指すべき中長期的な方向性を提示し、地方の取組を支援**。特に、データ連携基盤の構築など国が主導して進める環境整備に積極的に取り組む。地方は、**自らが目指す社会の姿を描き、自主的・主体的に構想の実現に向けた取組を推進**。

【取組方針】

★解決すべき地方の社会課題

- ・人口減少・少子高齢化
※出生率 1.45(2015年)→1.33(2020年)
※生産年齢人口 7,667万人(2016年)→7,450万人(2021年)
- ・過疎化・東京圏への一極集中
※東京圏転入超過数 80,441人(2021年)
- ・地域産業の空洞化
※都道府県別労働生産性格差 最大1.5倍(2018年)

デジタル実装を通じて、**地域の社会課題解決・魅力向上の取組を、より高度・効率的に推進**

等

▶ デジタルの力を活用した地方の社会課題解決

(2024年度末までにデジタル実装に取り組む地方公共団体1000団体達成)

- ①地方に仕事をつくる
スタートアップ・エコシステムの確立、中小・中堅企業DX（キャッシュレス決済、シェアリングエコノミー等）、スマート農林水産業、観光DX、地方大学を核としたイノベーション創出等
- ②人の流れをつくる
「転職なき移住」の推進（2024年度末までにサテライトオフィス等を地方公共団体1000団体に設置）、オンライン関係人口の創出・拡大、二地域居住等の推進、サテライトキャンパス等
- ③結婚・出産・子育ての希望をかなえる
母子オンライン相談、母子健康手帳アプリ、子どもの見守り支援等
- ④魅力的な地域をつくる
GIGAスクール・遠隔教育（教育DX）、遠隔医療、ドローン物流、自動運転、MaaS、インフラ分野のDX、3D都市モデル整備・活用、文化芸術DX、防災DX等
- ⑤地域の特色を活かした分野横断的な支援
デジタル田園都市国家構想交付金による支援、スマートシティ関連施策の支援（地域づくり・まちづくりを推進するハブとなる経営人材を国内100地域に展開）等

▶ デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備

2030年度末までの5Gの人口カバー率99%達成、全国各地で十数か所の地方データセンター拠点を5年程度で整備、2027年度末までに光ファイバの世帯カバー率99.9%達成、日本周回の海底ケーブル(デジタル田園都市スーパーハイウェイ)を2025年度末までに完成など、「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」の実行等を通じてデジタル基盤整備を推進。

- ①デジタルインフラの整備
- ②マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大
- ③データ連携基盤の構築
- ④IGTの活用による持続可能性と利便性の高い公共交通ネットワークの整備
- ⑤エネルギーインフラのデジタル化

▶ デジタル人材の育成・確保

デジタル推進人材について、**2026年度末までに230万人育成**。「デジタル人材地域還流戦略パッケージ」に基づき、人材の地域への還流を促進。「女性デジタル人材育成プラン」に基づく取組を推進。

- ①デジタル人材育成プラットフォームの構築
- ②職業訓練のデジタル分野の重点化
- ③高等教育機関等におけるデジタル人材の育成
- ④デジタル人材の地域への還流促進

▶ 誰一人取り残されないための取組

2022年度に2万人以上で「デジタル推進委員」の取組をスタートし、今後更なる拡大を図るなど、誰もがデジタルの恩恵を享受できる「取り残されない」デジタル社会を実現。

- ①デジタル推進委員の展開
- ②デジタル共生社会の実現
- ③経済的事情等に基づくデジタルデバイドの是正
- ④利用者視点でのサービスデザイン体制の確立
- ⑤「誰一人取り残されない」社会の実現に資する活動の周知・横展開

(構想の実現に向けた地域ビジョンの提示) 地方の取組を促すため、構想を通じて実現する地域ビジョンを提示。



スマートシティ・スーパーシティ



「デジ活」中山間地域



産学官協創都市



SDGs未采都市



脱炭素先行地域



MaaS実装地域

【今後の進め方】

○デジタル田園都市国家構想総合戦略(仮称)の策定(まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂)

国は、2024年度までの地方創生の基本的方向を定めたまち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂し、構想の中長期的な基本的方向を提示するデジタル田園都市国家構想総合戦略(仮称)を策定。地方公共団体は、新たな状況下で目指すべき地域像を再構築し、地方版総合戦略を改訂し、具体的な取組を推進。国は、様々な施策を活用して地方の取組を支援。

出典:内閣官房ホームページ

- 構想の実現に向けた地方における取組を促すため、地方がイメージしやすいビジョンの類型を提示し、取組の参考としてもらうことが有効。
- 各地域において、ビジョンをもとに地域の実情等に応じてカスタマイズしながら、目指すべき理想像の実現につなげる。

【地域ビジョンの例】

①スマートシティ・スーパーシティ

データ連携基盤などのデジタルやAI、IoTなどの未来技術を活用して、地域の抱える様々な課題を高度に解決することにより、新たな価値を創出し、持続可能な地域づくり・まちづくりを目指す。



スマートシティAiCT（福島県会津若松市）

②「デジ活」中山間地域

中山間地域の基幹産業である農林漁業の「仕事づくり」を軸として、豊かな自然、魅力ある多彩な地域資源・文化等やデジタル技術の活用により、活性化を図る地域づくりを目指す。



ワーケーション可能な農泊施設（イメージ）

③産学官協創都市

地域産業・若者雇用の創出や、地元企業や地方公共団体と連携した地方大学の取組を促し、大学を核として地方活性化が図られるような地域づくりを目指す。



データを活用したスマート農業の取組（高知大学）

④SDGs未来都市

地方活性化に取り組むに当たり、SDGsの理念を取り込むことで、政策の全体最適化や地域課題の解決の加速化という相乗効果を生み出し、未来志向で持続可能な地域づくりを目指す。



スマートなまちづくりプロジェクト（北海道上士幌町）

⑤脱炭素先行地域

2030年度までに民生部門の電力消費に伴うCO₂排出実質ゼロを実現するにあたり、デジタル技術も活用して脱炭素化に取り組み、地域課題の解決につなげる地域づくりを目指す。



太陽光発電と大型蓄電池によるマイクログリッド（静岡県静岡市）

⑥MaaS実装地域

地域住民等の移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを組み合わせる検索・予約・決済等を一括して行うMaaSを実装し、移動の利便性向上等が図られたまちづくりを目指す。



MaaSアプリを利用したタクシー配車（群馬県前橋市）

コンパクト・プラス・ネットワークのための計画制度

- 都市再生特別措置法及び地域公共交通活性化再生法に基づき、都市全体の構造を見渡しなが、**居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の誘導**と、それと連携して、公共交通の改善と地域の輸送資源の総動員による**持続可能な移動手段の確保・充実**を推進。
- 必要な機能の誘導・集約に向けた市町村の取組を推進するため、**計画の作成・実施を予算措置等で支援**。

立地適正化計画（市町村が作成）

【改正都市再生特別措置法】（平成26年8月1日施行）

都市機能誘導区域

生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定

拠点エリアへの医療、福祉等の都市機能の誘導

◆都市機能（福祉・医療・商業等）の立地促進

- 誘導施設への税財政・金融上の支援
- 福祉・医療施設等の建替等のための容積率の緩和
- 公的不動産・低未利用地の有効活用

◆歩いて暮らせるまちづくり

- 歩行空間の整備支援

歩行空間や自転車利用環境の整備

◆区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール

- 誘導したい機能の区域外での立地について届出、市町村による働きかけ
- 誘導したい機能の区域内での休廃止について届出、市町村による働きかけ

居住誘導区域

居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

公共交通沿線への居住の誘導

◆区域内における居住環境の向上

- 住宅事業者による都市計画等の提案制度

◆区域外の居住の緩やかなコントロール

- 一定規模以上の区域外での住宅開発について、届出、市町村による働きかけ

地域公共交通計画（市町村・都道府県が作成）

【改正地域公共交通活性化再生法】

（令和2年11月27日施行）

※従前の地域公共交通網形成計画（H26創設）から名称を変更、内容を充実

- ◆まちづくりとの連携
- ◆地方公共団体が中心となった地域公共交通ネットワークの形成の促進

①地域公共交通利便増進実施計画

- 路線等の見直し
- 等間隔運行、定額制乗り放題運賃等のサービスを促進等
- ダイヤ・運賃等の調整による公共交通サービスの改善

②地域旅客運送サービス継続実施計画

- 路線バス等の維持が困難な場合に、地方公共団体が、関係者と協議の上、公募により代替する輸送サービス（コミュニティバス、デマンド交通、タクシー、自家用有償旅客運送、福祉輸送等）を導入
- 従来の公共交通機関に加え、地域の輸送資源の総動員による移動手段の維持・確保

多極ネットワーク型コンパクトシティ

拠点間を結ぶ交通サービスを充実

乗換拠点の整備

立地適正化計画

地域公共交通計画

連携

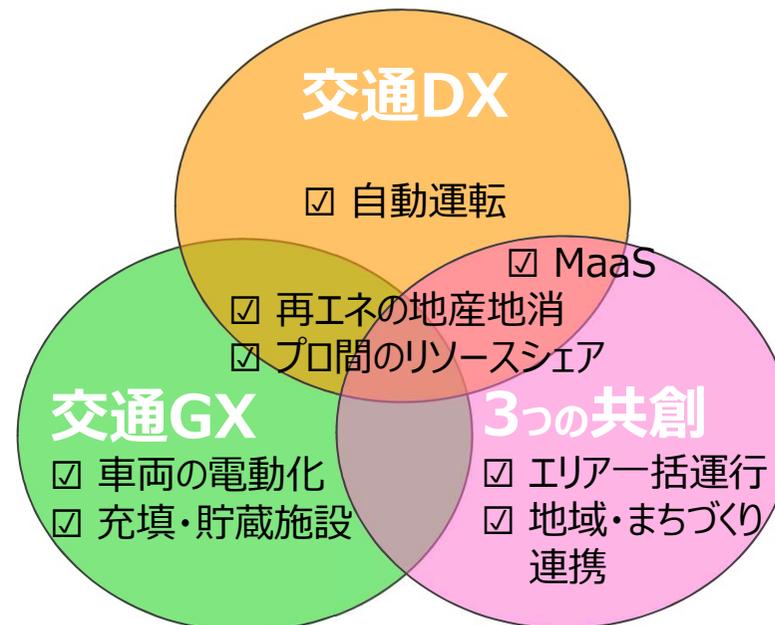
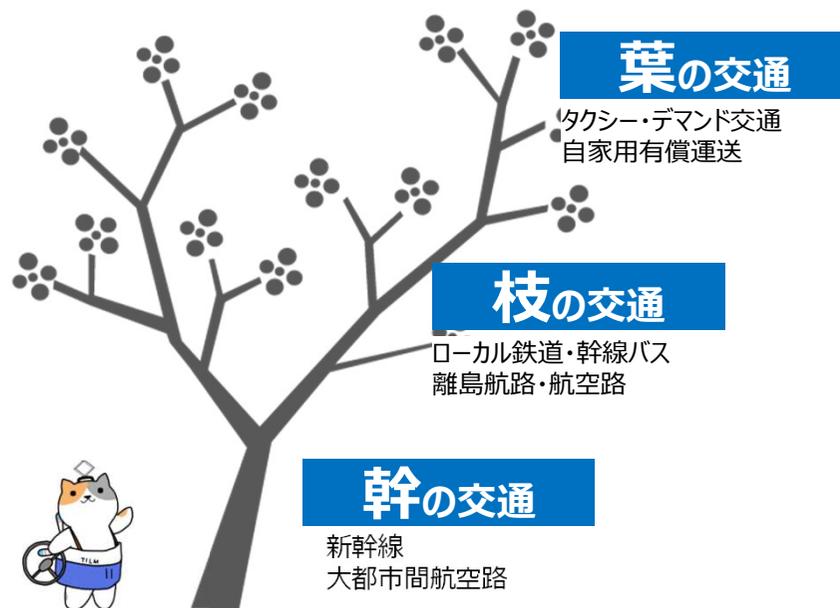
好循環を実現

国土交通大臣の認定

関係法令の特例・予算支援の充実

地域交通「リ・デザイン」について

- 地方の鉄道・路線バスなどの**地域交通**は、地域の**社会経済活動に不可欠**。高齢化や免許返納等により、自家用車を運転できない人も増加。しかし、人口減少等による長期的な利用者数の落ち込みに加え、コロナ禍の直撃により、**存続が深刻に懸念**される状況。
- このため、自動運転やMaaSなどデジタル技術を実装する「**交通DX**」、車両電動化や再エネ地産地消など「**交通GX**」、①**官民共創**、②**交通事業者間共創**、③**他分野共創**の「**3つの共創**」により、**利便性・持続可能性・生産性**が向上する形に地域交通を「**リ・デザイン**」=再構築し、地域のモビリティを確保。
- これにより、『**デジタル田園都市国家構想**』及びこれを具体化する「**地域生活圏の構築**」の実現と、社会課題の解決を経済成長のエンジンとする『**新しい資本主義**』の実現を目指す。



鉄道地域モビリティ検討会提言(7/25公表)^{*1}及び地域交通リ・デザイン検討会提言(8/26公表)^{*2}等を踏まえ、**交通政策審議会において具体的な方策をさらに検討し、深度化**。
 ※1：鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会 ※2：アフターコロナに向けた地域交通の「リ・デザイン」有識者検討会

【交通DX】

茨城県境町の自動運転バスの運行

- ・**町民の約9割が利用**する重要な生活の足。
- ・2023年より**遠隔監視1名**のみによる**複数車両**の無人移動サービスを予定。
- ・安全な走行と周囲車両の円滑な走行を両立するため、走行ルートを指定し、スムーズで安全な走行を実現。



群馬県前橋市「MaeMaaS（マエマース）」の推進

- ・JR東日本が提供するMaaSプラットフォームを活用し、webサービスを提供。
- ・**マイナンバーカードと交通系ICカードを紐づける**ことにより、市民の割引等を提供。



やまがた公共交通オープンデータプラットフォームの構築

- ・山形県内の公共交通に関わる統計データや交通サービス情報を整理・作成し、オープンデータプラットフォームの構築を推進。
- ・MaaSやバスロケーションシステムの基盤となり、**県内全てのバス・地域鉄道がスマホで検索可能**に。
- ・交通事業者には運行に係る**補助の要件の一つとしてデータ提供**を依頼。

【交通GX】

再エネ由来の電力100%で運行するSDGsトレイン



東急電鉄資料

- ・東急線全路線において、再生可能エネルギー由来の電力100%で運行開始。
- ・**約56,000世帯に相当するCO₂を年間で削減**できる見込み。

大阪大学キャンパス間を走行する電気バス



阪急バス資料

- ・走行中、大気汚染物質やCO₂を排出しないゼロエミッション。
- ・事業所内での充電時においても**再生可能エネルギー100%の電力**を用いることで、完全ゼロエミッション化を実現

岡山県 笠岡市の小型電動車両



- ・高齢化が著しく進展する離島において、**高齢者の移動支援**のほか、**観光客の利用**も期待できる小型の電動車両を用いた実証運行を実施。

【官民の共創】

長野県松本市における取組

現状

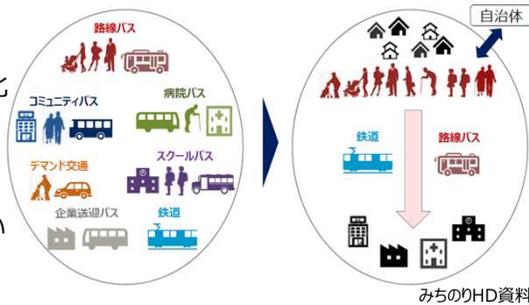
- 様々な交通モードが重複
- 利用者利便の低下、経営資源や需要の分散による経営環境の悪化

課題

- 現行の国の支援は路線単位
- 路線再編等の機運が醸成されない

提案

- 需要の集約化、経営の効率化による経営力強化 →利用者利便の向上
- 一定のエリアにおいて、協議会の合意を前提として、自治体がサービス水準（運賃、系統等）を決定し、事業者が複数路線を一括して複数年度にわたり運行する「**エリア一括長期運行委託**」の制度設計を国に提案。

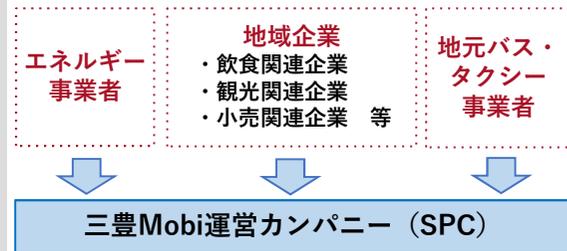


【他分野を含めた共創】

【エネルギー等×交通】 香川県三豊市における取組



- 地域のオンデマンド交通を、**地域企業と連携して運営**。
- 地域の暮らしのサービスと交通サービスを掛け合わせた**月額サブスクリプション**を作り、持続可能な仕組みの構築を目指す。



【介護・福祉×交通】 群馬県前橋市における取組



- デイサービス事業所は、**送迎業務をタクシー事業者に委託**し、介護人材確保と介護サービス充実。
- タクシー事業者は、定量的な業務を確保し、経営基盤を強化。

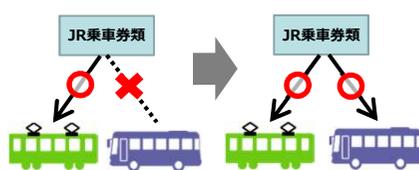
※前橋市資料を一部加工

【交通事業者間の共創】

徳島県南部地域における取組

- JR四国と徳島バスが**共同経営により交通モードの垣根を超えたサービス展開**（共通運賃・通し運賃）を行うことで、地域交通の利便性向上と経営力強化。
- このような共同経営を横展開するには、事業者間の利害得失を乗り越えるために、地元自治体や事業者に対する動機付けが必要。

① JR乗車券類で徳島バスの利用を可視化



② 通し運賃の適用



【教育×交通】 富山県朝日町における取組

- 住民による助け合いの移動手段として、事業者協力型の自家用有償旅客運送により「**ノッカルあさひまち**」を導入。
- 今後、LINEを活用したマッチングプラットフォームを構築し、**スイミング教室内の親同士**の**助け合い送迎サービス**を実施予定。将来的に習い事の対象拡大を目指す。



博報堂資料

関係人口は、「定住人口」でもなく、観光で訪れる単なる「交流人口」でもない、**特定の地域に継続的に多様な形で関わる者**
二地域居住者等は、**地域や地域の人々との深い関わりを実現する暮らし方**

地方での人材不足

- 移住(定住人口)は奪い合い
- 観光(交流人口)は一過的

デジタルの徹底活用でつなぐ

充実したライフスタイルを求める人々

- 生きがい探し
- ふるさとづくり

二地域居住者等を含む関係人口の拡大・深化

- 地方の担い手の量的・質的確保
- 「よりよく生きる」手段
- 災害時の支え合いの基盤

地方の課題を解決し、**デジタル田園都市国家構想を実現**

対応の方向性

「人」づくり

- ✓ 関係をとれもつ人・組織(関係案内人)
- ✓ 関係人口になりうる人

裾野拡大、関係性の持続性確保のため**企業・学校の関わりを強化**

- **地域活性化起業人や企業版ふるさと納税の活用推進等**
- **学校教育への取り込み**
- **官民協議会の発展**

「地域の維持」の事例 = 守り

佐賀県 佐賀市

○マウンテンバイク愛好家が山林をコースに利用する代わりに、草刈り等の地域保全活動に参加。



「価値創造」の事例 = 攻め

徳島県 神山町

○IT企業のサテライトオフィスの誘致から関係を深め、共同で寄付金を集めて高専設立を実現(R5開校予定)。



「場」づくり

- ✓ 出会い、関係深化の空間(関係案内所)
- ✓ その空間で展開される活動

地域課題の認識と、**地域ニーズに応える活動へ誘導**

- **地域ニーズの情報発信と関係人口のマッチング**
- **関係人口の活動の地域貢献度の見える化**
 (地域への貢献に応じたポイント付与等)

「仕組み」づくり

- ✓ 活動を支え、促進する基盤となる仕組み

二地域居住者等を含む関係人口が地域で円滑に活動できる仕組みを構築

下支え・促進

- 二地域居住者等が地域からサービスの提供を受け、適正に負担する仕組み
- **地域生活圏におけるデータ基盤連携・サービス提供システムと一体整備**
- 「生活の本拠」の問題は今後検討

「デジタル活用」の事例

山梨県 小菅村

- 小菅村が好きな人を登録アプリで接点を生み出し「1/2村民」に。
- 登録者は買い物ポイントなどのサービス還元を得ながら、ボランティア参加などで地域に貢献。
- 関係人口の実態把握にも利用。



○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（抜粋）

I. 資本主義のバージョンアップに向けて

2. 「市場も国家も」による課題解決と新たな市場・成長、国民の持続的な幸福実現

新しい資本主義を貫く基本的な思想は、①「市場も国家も」、「官も民も」によって課題を解決すること、②課題解決を通じて新たな市場を創る、すなわち社会的課題解決と経済成長の二兎を実現すること、③国民の暮らしを改善し、課題解決を通じて一人ひとりの国民の持続的な幸福を実現すること、である。

特に、資本主義の持続可能性と強靱性を高め、全ての人々が成長の恩恵を受けられるようにするためには、人的資本蓄積・先端技術開発・スタートアップ育成という、市場だけでは進みにくい分野に対して、重点的に官民が連携し、大規模に実行を進める必要がある。このことは、少子高齢化の中で今後労働力人口が不足する我が国においては、決定的に重要である。

その際、男女間賃金格差の是正等を通じた経済的自立等、横断的に女性活躍の基盤を強化することで、日本経済・社会の多様性を担保し、イノベーションにつなげていくことも重要である。

加えて、いつでも、どこでも、だれでもが希望する働き方で働ける働き方の改革、子育て支援の充実、少子高齢化を迎えて国民が能力に応じて支え合う社会保障の実現が求められるとともに、権力、資力、資源等が集中しない、Web3.0やブロックチェーン等の分権型の経済社会の追求も重要である。

巨大災害、気候危機、緊迫化する国際情勢に対応 する安全・安心な国土づくり

国土強靱化基本計画について

国土強靱化基本計画（平成26年6月）

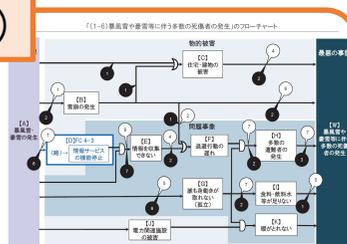
国土強靱化基本計画とは、

- ・国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきもの
- ・施策の重点化／ハード・ソフト両面で効果的に推進／「自助・共助・公助」の適切な組み合わせ／民間資金の活用
- ・地域の特性に応じた施策の推進／非常時だけでなく平時にも有効活用の工夫／PDCAサイクルの実践

策定後約5年が経過

1. 脆弱性評価の結果（平成30年8月）

- 平成28年熊本地震等の災害から得られた知見、社会情勢の変化等を踏まえ課題（脆弱性）を評価
- フローチャートによる分析手法を導入して「最悪の事態」に至る因果関係を明確化



（フローチャート分析）

平成30年7月豪雨、台風第21号、北海道胆振東部地震等により住民の生活や経済活動に大きな影響

重要インフラの緊急点検（平成30年11月）

- 重要インフラの機能確保について132項目の緊急点検を実施し点検結果と対応方策を取りまとめ

2. 国土強靱化基本計画の見直し（平成30年12月）

①災害から得られた知見の反映

- ・被災者等の健康・避難生活環境の確保
- ・気候変動の影響を踏まえた治水対策
- ・エネルギーや情報通信の多様化・リスク分散

などの過去の災害から得られた知見を推進方針として追加

②社会情勢の変化等を踏まえた反映

- ・新技術の活用、国土強靱化のイノベーション推進
- ・地域のリーダー等の人材育成、防災教育の充実

などの社会情勢の変化等を踏まえた内容を追加

③災害時に重要なインフラ整備、耐震対策・老朽化対策、BCPの普及などは、引き続き推進

④重点化すべきプログラム等20プログラムの選定

- 15の重点化すべきプログラムを組み換え

追加例：【劣悪な避難生活環境、被災者の健康状態の悪化】
【上水道の長期間供給停止】

- 重点化すべきプログラムと関連が強い5つのプログラムを新たに選定

⑤防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策

- ④の重点化すべきプログラム等の推進を図るため、特に緊急に実施すべき施策について、達成目標、実施内容、事業費等を明示した3か年緊急対策を位置づけ

国土強靱化基本計画見直し(H30)の概要

1. 現計画策定以降の自然災害で得られた知見を追加

- **被災者等の健康・避難生活環境を確保**
 - ・ 指定避難所となる施設等における、耐震対策、自家発電設備、衛生環境の確保等による防災機能強化
 - ・ 医療施設の多様な水源・エネルギー源の活用、水や燃料が優先的に配分されるような協力体制の構築
 - ・ 応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給方策の検討
 - ・ 要災害時支援者に対する福祉避難所の運営体制の確保
 - ・ 災害によるストレス性疾患を防ぐための健康管理体制の構築
- **被災による地域コミュニティ喪失を防ぐため有形・無形文化財の保護**
 - ・ 文化財の耐震対策、展示方法の点検、映像等への記録
- **暴風雪・豪雪への備え**
 - ・ 道路管理者間の連携等、ソフト・ハード両面の除雪体制の整備
 - ・ 交通機関の運行中止の的確な判断と早い段階の情報提供
- **気候変動や山間地への対応**
 - ・ 気候変動の影響を踏まえた治水対策
 - ・ 総合的な流木対策の推進と多様で健全な森林整備
 - ・ 災害リスクの高いエリアの立地規制やエリア外への移転促進
 - ・ 都市と農村の交流等による地域コミュニティの維持・活性化
- **エネルギーや情報通信の多様化・リスク分散**
 - ・ 災害リスクの高い地域へのエネルギー供給拠点の集中緩和
 - ・ ガソリンやLPガス等の燃料供給インフラの災害対応能力の強化、重要施設の自衛的備蓄の促進
 - ・ 電力インフラのレジリエンス向上など災害に強いエネルギー供給体制の構築
 - ・ 旅行者、高齢者、障害者、外国人等に配慮した多様な情報提供手段確保

○直近災害からの知見も反映

重要インフラの緊急点検等により、生命や財産の保護に加えて、国民の暮らしや経済活動を支える重要なインフラの機能を、災害時においても維持する必要など得られた重要な教訓について対応

2. 国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化等を取り込むための項目を追加

- **官民連携と「民」主導の取組を活性化させる環境整備**
 - ・ 民間のスキル・ノウハウや施設・設備等の活用推進
 - ・ 民間事業者との実践的な防災訓練、自主防災組織の育成・教育訓練の推進
 - ・ 平時からのコミュニティの活力維持(コミュニティのレジリエンス)
- **リスクコミュニケーションの推進と人材の育成、防災教育の充実**
 - ・ 復旧事業に必要な建設業の技能労働者等の確保・育成
 - ・ 災害の専門家・技術者・地域のリーダーなどの人材育成
 - ・ 身を守る避難行動のとり方についての防災教育の推進
 - ・ 住民の自発的な防災活動に関する行動計画策定の促進
- **新技術の活用、国土強靱化のイノベーション**
 - ・ 災害の情報収集・提供、予測などインフラ・防災・減災のあらゆる場面にAI、準天頂衛星、SNS等の新技術を活用
 - ・ Society5.0の実現とともに、SDGs達成に向けた取組促進
- **早急な復旧復興のための土地利用対策**
 - ・ 円滑な復旧復興に資する所有者不明土地の利用円滑化
- **効率性の観点から過度に集中した国土構造のリスク分散**
 - ・ 「コンパクト+ネットワーク」の対流による東京一極集中の是正
 - ・ 企業の本社機能等の地方移転・拡充への積極的支援
 - ・ 地方分散化をもたらすと考えられる各種施策の定量的な分析
- **事前からの防災投資・より良い復興<ビルド・バック・ベター>(仙台防災枠組)の実践**
 - ・ 歴史・景観など地域固有の資源の在り方を踏まえた地域による平時からの復興ビジョンの合意形成
 - ・ 地方公共団体による復興まちづくりの事前準備への支援
- **被害想定を前提として定量的な対応方策**
 - ・ 大規模災害時における医療資源不足回避のため、被害想定を踏まえた災害派遣医療チームの養成

3. 過去の自然災害等を踏まえ具体的な施策を追加・明示

- **災害時に重要なインフラ整備や耐震対策を引き続き推進**
 - ・ 新幹線ネットワークの整備
 - ・ 緊急輸送道路等の耐震補強
 - ・ 防災拠点、学校施設、医療施設等の天井等非構造部材を含めた耐震対策
- **災害時に重要な施設における老朽化対策の推進**
 - ・ ライフラインや防災拠点、避難所、医療施設、農業水利施設等の老朽化対策を推進
- **策定が必要な様々な機関へのBCPの普及**
 - ・ 中小企業、医療施設、地場産業の事業者等におけるBCP策定の促進
 - ・ 民間事業者のBCPの担い手育成
- **災害廃棄物の処理計画や輸送体制の推進**
 - ・ 災害廃棄物処理計画策定、発生量の推計に合わせた仮置場の確保、災害廃棄物の再生利用推進
 - ・ 鉄道や海上輸送による災害廃棄物輸送体制の構築

4. 国土強靱化を加速化・深化するための推進方策・仕組みの充実

- **国土強靱化の加速化への取組**
 - ・ 施策の進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえ、重点的に取り組むべき15のプログラムの組換え
 - ・ 重点化すべきプログラム等の推進を図るため、特に緊急に実施すべき施策について、達成目標、実施内容、事業費等を明示した3か年緊急対策を位置づけ
- **施策の不断の見直し・充実**
 - ・ 重要な課題について、効果的な施策の具体化を検討する仕組みの導入
 - ・ 年次計画における進捗管理手法の改善

1. 基本的な考え方

- 近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震は切迫している。また、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化するが、適切な対応をしなければ負担の増大のみならず、社会経済システムが機能不全に陥るおそれがある。
- このような危機に打ち勝ち、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図る必要がある。また、国土強靱化の施策を効率的に進めるためにはデジタル技術の活用等が不可欠である。
- このため、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について、更なる加速化・深化を図ることとし、令和7年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に対策を講ずる。

2. 重点的に取り組む対策・事業規模

○対策数：123対策

○追加的に必要となる事業規模：おおむね15兆円程度を目途

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策[78対策]	おおむね12.3兆円程度
(1) 人命・財産の被害を防止・最小化するための対策[50対策]	
(2) 交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策[28対策]	
2 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策[21対策]	おおむね 2.7兆円程度
3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進[24対策]	おおむね 0.2兆円程度
(1) 国土強靱化に関する施策のデジタル化[12対策]	
(2) 災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高度化[12対策]	
合 計	おおむね15兆円程度

3. 対策の期間

○事業規模等を定め集中的に対策を実施する期間：令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）の5年間

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策例

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震への対策[78対策]

(1) 人命・財産の被害を防止・最小化するための対策[50対策]

- ・流域治水対策（河川、下水道、砂防、海岸、農業水利施設の整備、水田の貯留機能向上、国有地を活用した遊水地・貯留施設の整備加速）（国土交通省、農林水産省、財務省）
- ・港湾における津波対策、地震時等に著しく危険な密集市街地対策、災害に強い市街地形成に関する対策（国土交通省）
- ・防災重点農業用ため池の防災・減災対策、山地災害危険地区等における治山対策、漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等の対策（農林水産省）
- ・医療施設の耐災害性強化対策、社会福祉施設等の耐災害性強化対策（厚生労働省）
- ・警察における災害対策に必要な資機材に関する対策、警察施設の耐災害性等に関する対策（警察庁）
- ・大規模災害等緊急消防援助隊充実強化対策、地域防災力の中核を担う消防団に関する対策（総務省）

等

(2) 交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策[28対策]

- ・高規格道路のミッシングリンク解消及び4車線化、高規格道路と直轄国道とのダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策、市街地等の緊急輸送道路における無電柱化対策（国土交通省）
- ・送電網の整備・強化対策、SS等の災害対応能力強化対策（経済産業省）
- ・水道施設（浄水場等）の耐災害性強化対策、上水道管路の耐震化対策（厚生労働省）

等

2 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策[21対策]

- ・河川管理施設・道路・港湾・鉄道・空港の老朽化対策、老朽化した公営住宅の建替による防災・減災対策（国土交通省）
- ・農業水利施設等の老朽化、豪雨・地震対策（農林水産省）
- ・公立小中学校施設の老朽化対策、国立大学施設等の老朽化・防災機能強化対策（文部科学省）

等

3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進[24対策]

(1) 国土強靱化に関する施策のデジタル化[12対策]

- ・連携型インフラデータプラットフォームの構築等、インフラ維持管理に関する対策（内閣府）
- ・無人化施工技術の安全性・生産性向上対策、ITを活用した道路管理体制の強化対策（国土交通省）

等

(2) 災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高度化[12対策]

- ・スーパーコンピュータを活用した防災・減災対策、高精度予測情報等を通じた気候変動対策（文部科学省）
- ・線状降水帯の予測精度向上等の防災気象情報の高度化対策、河川、砂防、海岸分野における防災情報等の高度化対策（国土交通省）

等

流域治水の概要

- 流域治水とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考えです。
- 治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進める。

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

雨水貯留機能の拡大 集水域
 [国・市、企業、住民]
 雨水貯留浸透施設の整備、
 ため池等の治水利用

流水の貯留 河川区域
 [国・県・市・利水者]
 治水ダム建設・再生、
 利水ダム等において貯留水を
 事前に放流し洪水調節に活用
 [国・県・市]
 土地利用と一体となった遊水
 機能の向上

持続可能な河道の流下能力の維持・向上
 [国・県・市]
 河床掘削、引堤、砂防堰堤、
 雨水排水施設等の整備

氾濫水を減らす
 [国・県]
 「粘り強い堤防」を目指した
 堤防強化等

② 被害対象を減少させるための対策

リスクの低いエリアへ誘導／
住まい方の工夫 氾濫域
 [国・市、企業、住民]
 土地利用規制、誘導、移転促進、
 不動産取引時の水害リスク情報提供、
 金融による誘導の検討

浸水範囲を減らす
 [国・県・市]
 二線堤の整備、
 自然堤防の保全



県：都道府県 市：市町村 []：想定される対策実施主体

③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

土地のリスク情報の充実 氾濫域
 [国・県]
 水害リスク情報の空白地帯解消、
 多段型水害リスク情報を発信

避難体制を強化する
 [国・県・市]
 長期予測の技術開発、
 リアルタイム浸水・決壊把握

経済被害の最小化
 [企業、住民]
 工場や建築物の浸水対策、
 BCPの策定

住まい方の工夫
 [企業、住民]
 不動産取引時の水害リスク情報
 提供、金融商品を通じた浸水対
 策の促進

被災自治体の支援体制充実
 [国・企業]
 官民連携によるTEC-FORCEの
 体制強化

氾濫水を早く排除する
 [国・県・市等]
 排水門等の整備、排水強化

法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践①

特定都市河川浸水被害対策法の適用

概要

- 気候変動により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発している（例）平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風 等
- このため、今後、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを進めるとともに、流域における貯留・浸透機能の向上を図る

特定都市河川の指定対象

<p>市街化の進展</p> <p>市街化の進展が著しく、流域内可住地の市街化率が概ね5割以上の河川</p>	<p>自然的条件等</p> <p>本川からのバックウォーターや接続先の河川への排水制限が想定される河川</p>	<p>狭窄部、景勝地の保護等のため河道整備が困難又は海面潮位等の影響により排水が困難な河川</p>
--	--	---

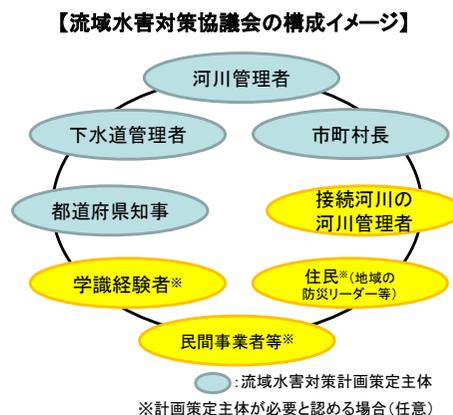
流域治水の計画・体制の強化

特定都市河川の指定
全国の河川へ指定拡大

流域水害対策協議会の設置
計画策定・対策等の検討

流域水害対策計画 策定
洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、概ね20-30年の間に実施する取組を定める

関係者の協働により、計画に基づき「流域治水」を本格的に実践



（協議会設置）
国土交通大臣指定河川：設置必須
都道府県知事指定河川：設置任意

（構成員）
流域水害対策計画策定主体
接続河川の河川管理者
学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者

（協議事項の例）
流域水害対策計画の作成に関する協議
計画の実施に係る連絡調整

⇒ **構成員は協議結果を尊重**

法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践②

特定都市河川浸水被害対策法の適用

流域水害対策計画に基づく流域治水の実践

河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、**整備を加速化する**

- ・ 河道掘削、堤防整備
- ・ 遊水地、輪中堤の整備
- ・ 排水機場の機能増強 等

雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、**公共に加え、民間**による雨水貯留浸透施設の設置を促進する

①雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することで、**補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等**を創設

- ・ 対象：民間事業者等
- ・ 規模要件： $\geq 30\text{m}^3$ （条例で $0.1\text{--}30\text{m}^3$ の間で基準緩和が可能）

②国有財産の活用制度
国有地の無償貸付又は譲与ができる
・ 対象：地方公共団体



雨水貯留浸透施設の例



雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることのないよう、一定規模以上の開発について、**貯留・浸透対策を義務付ける**

- ・ 対象：公共・民間による $1,000\text{m}^2$ ※以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

保全調整池の指定

100m^3 以上の防災調整池を保全調整池として指定し、機能を阻害する埋立等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- ・ 指定権者：都道府県知事等
- ・ 埋立等の行為の**事前届出を義務化**
- ・ 届出内容に対し、必要に応じて**助言・勧告**

浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定し、開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じることができる

- ・ 指定権者：都道府県知事
- ・ 都市計画法上の**開発の原則禁止（自己用住宅除く）**
- ・ 住宅・要配慮者施設等の**開発・建築行為を許可制**とすることで安全性を確保



貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定し、機能を阻害する盛土等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- ・ 指定権者：都道府県知事等
- ・ 盛土等の行為の**事前届出を義務化**
- ・ 届出内容に対し、必要に応じて**助言・勧告**



貯留機能を有する土地のイメージ

○ 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画と防災との連携強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じる。

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）

◆ 災害ハザードエリアにおける開発抑制

（開発許可の見直し） ※令和4年4月施行

<災害レッドゾーン>

-都市計画区域全域で、住宅等（自己居住用を除く）に加え、**自己の業務用施設**（店舗、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場等）の**開発を原則禁止**

<災害イエローゾーン>

-市街化調整区域における住宅等の**開発許可を厳格化**（安全上及び避難上の対策等を許可の条件とする）

区 域	対 応
災害レッドゾーン	市街化区域 市街化調整区域 非線引き都市計画区域 開発許可を原則禁止
災害イエローゾーン	市街化調整区域 開発許可の厳格化

【都市計画法、都市再生特別措置法】

災害レッドゾーン

- ・災害危険区域（崖崩れ、出水等）
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域
- ・浸水被害防止区域
- ※R3年法改正により追加

災害イエローゾーン

- ・土砂災害警戒区域
- ・浸水想定区域（洪水等の発生時に生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域に限る。）



◆ 立地適正化計画の強化

（防災を主流化）

-立地適正化計画の**居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外** ※令和3年10月施行

-立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める**「防災指針」の作成** ※令和2年9月施行

〔避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備、警戒避難体制の確保等〕

【都市再生特別措置法】

◆ 災害ハザードエリアからの移転の促進

-市町村による**防災移転支援計画** ※令和2年9月施行

〔市町村が、移転者等のコーディネートを行い、移転に関する具体的な計画を作成し、手続きの代行等〕

【都市再生特別措置法】

※上記の法制上の措置とは別途、予算措置を拡充（防災集団移転促進事業の要件緩和（10戸→5戸等））

- 市街化調整区域
- 市街化区域
- 居住誘導区域
- 災害レッドゾーン
- 災害イエローゾーン

予防保全型インフラメンテナンスの概要

(国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)令和3年度～令和7年度 概要)

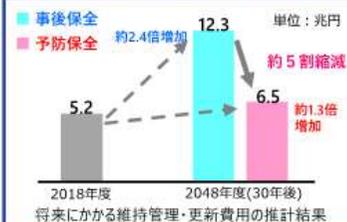
- 「国民の安全・安心の確保」「持続可能な地域社会の形成」「経済成長の実現」の役割を担うインフラの機能を、将来にわたって適切に発揮させる必要
- メンテナンスサイクルの核となる個別施設計画の充実化やメンテナンス体制の確保など、インフラメンテナンスの取組を着実に推進
- 更に、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(令和2年12月11日閣議決定)」等による**予防保全への本格転換**の加速化や、**メンテナンスの生産性向上の加速化、インフラストック適正化の推進**等により、**持続可能なインフラメンテナンスの実現**を目指す

●計画の範囲

【対象施設】国土交通省が制度等を所管する全ての施設

【計画期間】令和3年度～令和7年度(2021年度～2025年度)

●中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し



・予防保全型インフラメンテナンスにより将来にかかる維持管理・更新費用を縮減
⇒ **予防保全型インフラメンテナンスの取組の徹底が重要**

●これまでの取組と課題

※平成26年5月策定の国土交通省インフラ長寿命化計画に基づき、以下の取組を実施

■メンテナンスサイクルの構築

- ・個別施設計画の策定
 - ・計画内容の見える化
 - ・点検実施によるインフラ健全性の把握
 - ・点検要領の改定
 - ・法令等の整備 等
- ⇒ **地方公共団体管理施設も含めインフラメンテナンスのサイクル構築が図られたと評価**

■将来にかかる維持管理・更新費の抑制

- ・修繕等の措置への財政的支援
 - ・集約・再編に関する事例集等の作成 等
- ⇒ **早期に措置が必要なインフラが多数残存、機械設備をはじめ耐用年数が到来するインフラの存在**

■メンテナンスの生産性向上

- ・広域的な連携の促進(情報提供の場の構築、地域一括発注の取組等)
 - ・官民連携手法の導入促進
 - ・維持管理に関する資格制度の充実
 - ・維持管理情報データベース化、施設管理者間・分野間でのデータベース連携
 - ・新技術の開発・導入推進
 - ・管理者ニーズと技術シーズのマッチング 等
- ⇒ **多くのインフラを管理する地方公共団体等ではメンテナンスに携わる人的資源が依然不足**

●今後の取組の方向性

■目指すべき姿

持続可能なインフラメンテナンスの実現

■計画期間内に重点的に実施すべき取組

I. 計画的・集中的な修繕等の確実な実施による「予防保全」への本格転換

- ・予防保全の管理水準を下回る状態となっているインフラに対して、計画的・集中的な修繕等を実施し機能を早期回復



II. 新技術・官民連携手法の普及促進等によるインフラメンテナンスの生産性向上の加速化

- ・地方公共団体等が適切かつ効率的なインフラメンテナンスの実施に資するため、新技術や官民連携手法の導入を促進



III. 集約・再編やパラダイムシフト型更新等のインフラストックの適正化の推進

- ・社会情勢の変化や利用者ニーズ等を踏まえたインフラの集約・再編や、来たるべき大更新時代に備えた更新時におけるパラダイムシフトの検討等を推進



■具体的取組の例

1. 個別施設計画の策定・充実

- ・定期的な計画更新の促進
- ・計画内容の充実化 等

2. 点検・診断／修繕・更新等

- ・早期に措置が必要なインフラへの集中的な対応による機能回復
- ・マスプロダクト型排水ポンプの技術開発
- ・集約・再編に関する事例集等の作成・周知 等

3. 予算管理

- ・メンテナンスの取組に対する地方公共団体等への財政的支援 等

4. 体制の構築

- ・研修等による技術力向上
- ・広域的な連携による維持管理体制の確保
- ・官民連携による維持管理手法の導入促進 等

5. 新技術の開発・導入

- ・NETIS等の活用による技術研究開発の促進
- ・インフラメンテナンス国民会議等の活用による円滑な現場展開 等

6. 情報基盤の整備と活用

- ・データベースの適切な運用、情報の蓄積・更新、発信・共有 等

7. 基準類等の充実

- ・適切な運用、必要に応じて適時・適切な改定

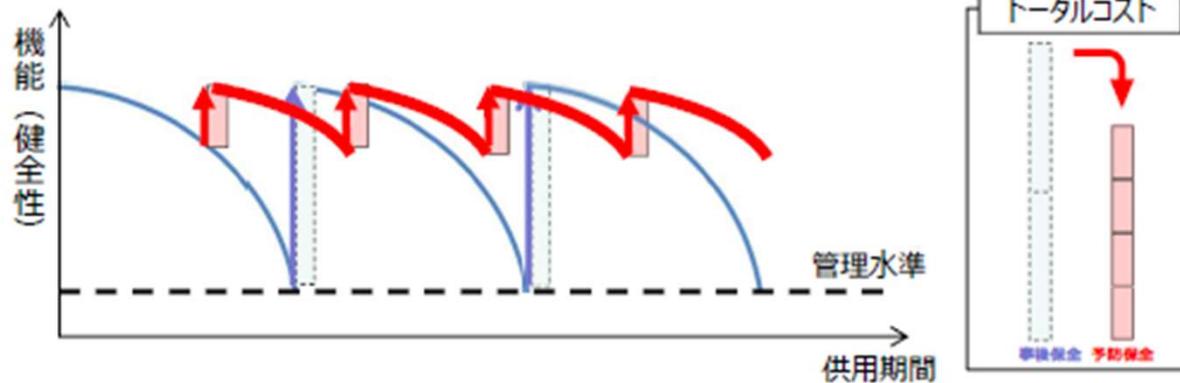
●フォローアップ計画

・計画のフォローアップにより、進捗状況等を把握

・ホームページ等を通じた積極的な情報提供

○平成30年に今後30年間の維持管理・更新費の推計を行った結果、事後保全から予防保全に転換することで30年後の維持管理・更新費を約5割、30年間合計で約3割の維持管理・更新費を縮減できることが明らかになった。

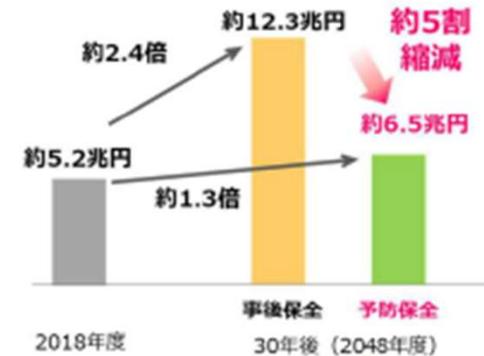
【事後保全と予防保全のサイクル】



- 事後保全：施設の機能や性能に不具合が生じてから修繕等の対策を講じること。
- 予防保全：施設の機能や性能に不具合が発生する前に修繕等の対策を講じること。

- ※ 1 国土交通省所管12分野（道路、河川・ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港、航路標識、公園、公営住宅、官庁施設、観測施設）の国、都道府県、市町村、地方道路公社、（独）水資源機構、一部事務組合、港務局が管理する施設を対象。
- ※ 2 様々な仮定をおいた上で幅を持った値として推計したもの。グラフ及び表ではその最大値を記載。
- ※ 3 推計値は不確定要因による増減が想定される。

30年後（2048年度）の見通し



	30年間の合計 (2019~2048年度)
事後保全	約280兆円
予防保全	約190兆円

約3割縮減

■ 地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画

「2050年カーボンニュートラル」宣言、2030年度46%削減目標*等の実現に向け、計画を改定。

*我が国の中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。

温室効果ガス排出量 ・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス(フロン類)		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度(JCM)		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

- ◆ **2050年カーボンニュートラル・2030年度46%削減の実現**に向けて、特に地域の取組と密接に関わる「暮らし」「社会」分野を中心に議論するため、「国・地方脱炭素実現会議」を開催。
- ◆ 地方自治体等ヒアリングを経て、2021年6月9日日本ロードマップを決定。

キーメッセージ

- ▶ 地域脱炭素は**地域の成長戦略**
- ▶ **再エネ等の地域資源の最大限の活用**により、**地域の課題解決**
- ▶ 一人ひとりが主体となって**今ある技術**で取り組める

ロードマップ実現のための具体策

今後5年間に対策を集中実施、

- ① **脱炭素先行地域づくり**（カーボンニュートラルを2030年に前倒すエリアを100ヶ所以上）
- ② **重点対策の全国実施**（特に重点的に導入促進を図る対策である屋根置きPVやゼロカーボンドライブなどを大幅加速）

3つの基盤的施策

<1> 地域と国が一体で取り組む

地域の脱炭素イノベーション

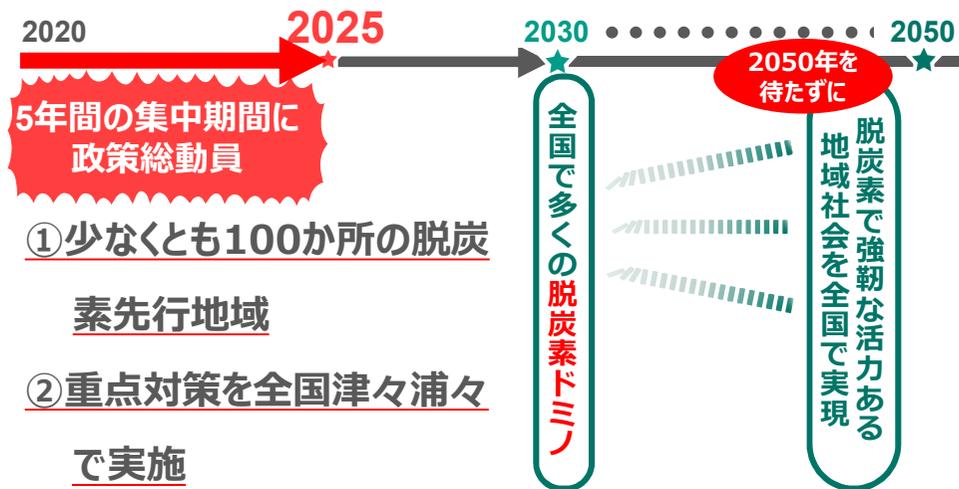
- ① エネルギー・金融等の知見経験を持つ**人材派遣の強化** <ヒト>
- ② **デジタル技術**も活用した**情報基盤・知見を充実** <モノ>
- ③ **資金支援**の仕組みを抜本的に見直し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するスキームを構築 <カネ>

<2> ライフスタイルイノベーション

- ① カロリー表示のように製品・サービスの**CO2排出量の見える化**
- ② 脱炭素行動への**企業や地域のポイント**等のインセンティブ付与
- ③ **ふるさと納税の返礼品としての地域再エネ**の活用

<3> ルールのイノベーション

- ① **改正温対法**に基づく促進区域内の**再エネ事業促進**
- ② 風力発電の特性に合った**環境アセスメント**の最適化
- ③ 地熱発電の**科学的調査実施**を通じた地域共生による開発加速化
- ④ 住宅の**省エネ基準義務付け**など対策強化に関するロードマップ策定

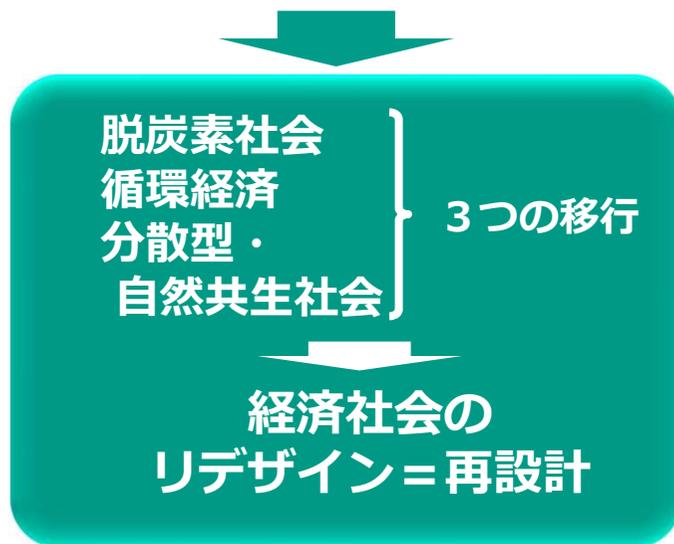


地域の活力が最大限に発揮されることを目指す

- 地域資源を活かし、**自立・分散型の社会**を形成
- 地域の特性に応じて補完し、**支え合う**

第五次環境基本計画（閣議決定）

- ✓環境・経済・社会の統合的向上
- ✓あらゆる観点からイノベーションを創出
- ✓幅広いパートナーシップを充実・強化



気候変動適応計画(令和3年10月22日閣議決定)の概要

目標	気候変動影響による被害の防止・軽減、国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全及び国土の強靱化を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指す	基本的役割	
計画期間	今後おおむね5年間		

基本戦略	7つの基本戦略の下、関係府省庁が緊密に連携して気候変動適応を推進	4	地域の実情に応じた気候変動適応を推進する
1	あらゆる関連施策に気候変動適応を組み込む	5	国民の理解を深め、事業活動に応じた気候変動適応を促進する
2	科学的知見に基づく気候変動適応を推進する	6	開発途上国の適応能力の向上に貢献する
3	我が国の研究機関の英知を集約し、情報基盤を整備する	7	関係行政機関の緊密な連携協力体制を確保する

進捗管理	PDCAサイクルの下、分野別・基盤的施策に関するKPIの設定、国・地方自治体・国民の各レベルで気候変動適応を定着・浸透させる観点からの指標(*)の設定等による進捗管理を行うとともに、適応の進展状況の把握・評価を実施 (*)分野別施策KPI(大項目)の設定比率、地域適応計画の策定率、地域適応センターの設置率、適応の取組内容の認知度など
-------------	--

気候変動の影響と適応策(分野別の例)		気候変動適応に関する基盤的施策	
農林水産業	影響 高温によるコメの品質低下 適応策 高温耐性品種の導入	自然生態系	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動等に関する科学的知見の充実及びその活用 気候変動等に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う体制の確保 地方公共団体の気候変動適応に関する施策の促進 事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進 気候変動等に関する国際連携の確保及び国際協力の推進
自然災害	影響 洪水の原因となる大雨の増加 適応策 「流域治水」の推進	健康	
水資源	影響 灌漑期における地下水位の低下 適応策 地下水マネジメントの推進等	経済活動・産業	
	影響 土石流等の発生頻度の増加 適応策 砂防堰堤の設置等		
	影響 造礁サンゴの生育海域消滅の可能性 適応策 順応性の高いサンゴ礁生態系の保全		
	影響 熱中症による死亡リスクの増加 適応策 高齢者への予防情報伝達		
	影響 様々な感染症の発生リスクの変化 適応策 気候変動影響に関する知見収集		
	影響 安全保障への影響 適応策 影響最小限にする視点での施策推進		

クリーンエネルギー戦略中間整理(R4.5)の概要

- 今般の中間整理では、まず**第1章**において、ウクライナ危機・電力需給ひっ迫を踏まえ、**エネルギー安全保障の確保に万全を期し、その上で脱炭素を加速させるための政策を整理**。
- **第2章**では、①脱炭素を経済の成長・発展につなげるための**産業のグリーントランスフォーメーション(GX)**、②**産業界のエネルギー転換の具体的な道筋や取組**、③**地域・くらしの脱炭素化**に向けた具体的取組を整理した上で、それらを踏まえ、④GXを実現するために**必要となる政策等を整理**。

内容

第1章 エネルギー安全保障の確保	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ウクライナ危機・電力需給ひっ迫を踏まえ、再エネ、原子力などエネルギー安保及び脱炭素の効果の高い電源の最大限の活用など、エネルギー安定供給確保に万全を期し、その上で脱炭素を加速させるためのエネルギー政策を整理
第2章 経済・社会、産業構造変革	<ul style="list-style-type: none"> ➤ エネルギー需給構造と産業構造の転換を同時に実現し、脱炭素を経済の成長・発展につなげるという方向性を整理 ➤ GXに取り組む各産業の課題や対応の方向性を整理 ➤ CCSやネガティブエミッションなどの炭素中立に不可欠な技術の事業化に向けた課題や対応の方向性を整理
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 産業界のエネルギー転換の道筋や具体的な取組、それらに伴うコスト等を整理
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域社会が主体的に進める取組の後押し、国民一人ひとりの理解促進など、地域・くらしの脱炭素化のために必要となる課題やそれを解決するための取組を整理
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 上記を踏まえ、GXを実現するために必要となる政策等を整理

エネルギー安全保障の確保(クリーンエネルギー戦略中間整理)

第1章 エネルギー安全保障の確保

ウクライナ危機・電力の需給ひっ迫を踏まえた対応

- ロシアによるウクライナ侵略を受け、G7各国はロシアへの制裁強化に向け共同歩調。ロシアからの石炭・石油輸入のフェーズアウトや禁止を含む、ロシア産エネルギーへの依存状態から脱却することをコミット
- 3月22日、東京電力・東北電力管内において、初めて需給ひっ迫警報を発令。事案の検証と供給力確保、電力ネットワーク整備等の課題への対応が急務
- 短期的な脱ロシアのトランジション、中長期的な脱炭素のトランジションに向け、「再エネ、原子力などエネルギー安保及び脱炭素効果の高い電源の最大限の活用」など、エネルギー安定供給確保に万全を期し、その上で脱炭素の取組を加速

エネルギー政策の今後の方向性

資源燃料	・化石燃料のロシア依存度低減・燃料供給体制の強化 ・レアメタルの安定供給体制強化・メタンハイドレートの商用化に向けた技術開発や、国内海洋における資源確保
電力の安定供給	・リスクを踏まえた供給力の確保・電源確保のための市場整備等 ・需給ひっ迫時の実効性ある需要対策
省エネ・燃料転換	・省エネ投資促進・ヒートポンプなど熱利用の高効率・脱炭素化 ・住宅・建築物の省エネ規制の強化・電動車・インフラの導入促進
原子力	・再稼働の推進等・バックエンド対策・研究開発、産業基盤の強化
再エネ	・再エネの最大限導入に向けた取組・地域間連系線の増強 ・デジタル化による系統運用の高度化・蓄電池・DRの推進
水素・アンモニア	・大規模サプライチェーンの構築 ・既存燃料とのコスト差・インフラ整備を踏まえた支援
港湾	・カーボンニュートラルコンビナート・ポートの構築推進
CCUS	・2030年までのCCS事業化に向けた事業環境整備（国内法整備、政府支援策等） カーボンリサイクルの技術開発や実用化の推進

新しい資本主義の下での農林水産政策の新たな展開

- 岸田政権においては、新しい資本主義の下、①スマート農林水産業等による成長産業化、②農林水産物・食品の輸出促進、③農林水産業のグリーン化を推進
- さらに、ロシアのウクライナ侵略等による食料安全保障上のリスクの高まりを受け、④食料安全保障を柱に加え、農林水産政策の四本柱として展開
- これらの施策を推進するため、全ての農政の根幹である食料・農業・農村基本法について、今日的な課題に対応するため、**制定後約20年間で初めて、総合的な検証を行い、見直しに向けた検討を開始**

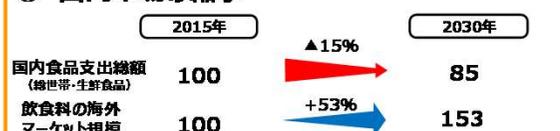
農林水産業を取り巻く情勢の変化

- **生産者の減少・高齢化等**
直近25年間で、農業従事者数はほぼ半減し高齢化や農地面積の減少も進行。

	基幹的農業従事者数		平均年齢	農地面積
	60代以下	60代以上		
1995年	256万人	205万人 (80%)	59.6歳	504万ha
2022年	123万人 ^{※1}	53万人 (43%) ^{※1}	67.9歳 ^{※2}	435万ha ^{※2}

※1 2022年2月1日時点 出典：農林水産省「農林業センサス」〔令和3年度農産物動態調査〕
※2 2021年の数値 出典：農林水産省「農林業センサス」〔令和4年度農産物動態調査（R4 2月1日現在）〕、〔令和3年耕地及び作付面積統計〕

- **国内市場の縮小**



出典：国内食品支出総額について、2015年は推計調査、全国消費実態調査等により計測した実績値で、2030年は農林水産省による推計、飲食物のマーケット規模は、ATコーシー社の推計を基に農林水産省で作成。いずれも2015年を100とする指数

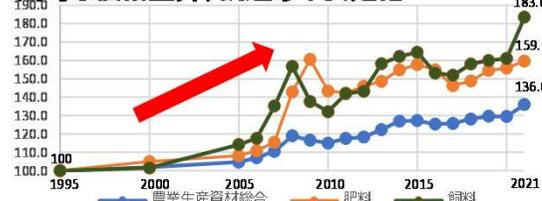
- **地球環境等への配慮のルール化**



「Farm to Fork戦略」(2020,5)[※]
2030年までに化学農薬の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大

※ 欧州の持続可能な食料システムへの包括的なアプローチを示した戦略。

- **国際的な需要の増加による生産資材等の長期的な価格上昇、調達不安定化**



出典：農林水産省「農産物価格統計」 いすゞ1995年を100とした場合の数値。

食料安定供給上のリスクの顕在化

農林水産政策の展開方向

スマート農林水産業等による成長産業化

スマート技術等の活用による労働力不足の解消や生産性の向上等を通じ、生産基盤を維持・強化

農林水産物・食品の輸出促進

農林水産・食品産業の1割を海外仕向けに転換し、生産基盤を維持・強化

農林水産業のグリーン化

環境負荷の少ない調達、生産、加工・流通、消費の実現による持続可能な食料システムの確立

食料安全保障の強化

輸入生産資材・輸入作物への依存度を低くする産業へ転換し、食料の安定供給体制を確立

更なる対策

今後の検討課題

～食料安定供給の基盤強化に向けて～

- ① **スマート技術等の活用による担い手の育成**
 - スマート機械の導入等に伴う多額の投資に備えた法人資本の充実
 - 労働力不足が深刻化する中でアウトソーシングの受け手の育成
 - スマート農林水産業の実装に向けたサポート体制の強化
- ② **輸出促進**
 - 海外の規制・ニーズに対応した輸出産地の形成
 - 現地における輸出事業者等へのきめ細やかなサポート
 - 日本のブランド力を守るための品種等の知財の保護
- ③ **農林水産業のグリーン化**
 - 下水汚泥・堆肥等の未利用資源の利用拡大
 - 食品産業等の環境負荷低減に資する取組への後押し
 - 消費者の選択を容易にする「取組の見える化」
- ④ **食料安全保障の強化**
 - 小麦・大豆・飼料作物について、輸入依存からの脱却等、生産の構造転換
 - 国産原材料の安定調達のための食品産業と産地の提携
 - 生産・流通コストを反映した価格形成を促すための枠組みづくりと平時でも食品へのアクセスが困難な社会的弱者への対応

全ての農政の根幹である食料・農業・農村基本法について世界的な食料情勢や、気候変動、海外の食市場の拡大等の今日的な課題に対応していく必要があるため、**制定後約20年間で初めて、総合的な検証を行い、見直しに向けた検討を開始**

食料・農業・農村基本法について

参考資料 1

- 食料・農業・農村基本法は、農業政策の基本的な方向を示すものとして、平成11年に制定されたものである。
(法律制定当時(90年代)の経済情勢と、WTO体制の下での自由貿易の進展等を背景としている。)
- 現在の農業施策(担い手の育成・確保、農村振興など)は、この法律に基づいて実施されており、この中では、食料自給率の向上を図ることも規定されている。

基本理念と主要施策

食料

①食料の安定供給の確保

- 国内生産、輸入、備蓄を組み合わせ、食料を安定供給
- ・食料消費に関する施策の充実 ・農産物の輸出入に関する措置
- ・食品産業の健全な発展 ・不測時における食料安全保障 等

多面的機能

②多面的機能の十分な発揮

- 環境保全など食料供給以外の機能の充実
- ・自然循環機能の維持増進
- ・中山間地域等の振興 等

農業

③農業の持続的な発展

- 効率的・安定的な農業経営(担い手)の育成による農業の発展
- ・望ましい農業構造の確立
- ・農業生産の基盤整備
- ・技術の開発・育成
- ・自然循環機能の維持増進
- ・専ら農業を営む者等による農業経営の展開
- ・人材の育成及び確保
- ・農産物の価格形成・経営安定
- ・農業資材の生産・流通の合理化 等
- ・農地の確保・有効利用
- ・農業生産組織の活動の促進
- ・農業災害による損失補てん

農村

④農村の振興

- 食料生産が行われる農村の生産・生活環境の整備
- ・農村の総合的な振興 ・中山間地域等の振興 ・都市と農村の交流

- 5年毎に施策の見直し
- 食料自給率目標(45%)

食料・農業・農村基本計画

経済安全保障推進法(令和4年法律第43号)の概要

経済安全保障推進法案の概要 (経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案)			
法案の趣旨 国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、安全保障を確保するためには、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大していることに鑑み、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するため、基本方針を策定するとともに、安全保障の確保に関する経済施策として、所要の制度を創設する。			
法案の概要			
1. 基本方針の策定等(第1章) ・経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本方針を策定。 ・規制措置は、経済活動に与える影響を考慮し、安全保障を確保するため合理的に必要と認められる限度において行われなければならない。			
2. 重要物資の安定的な供給の確保に関する制度(第2章) 国民の生存や、国民生活・経済活動に甚大な影響のある物資の安定供給の確保を図るため、特定重要物資の指定、民間事業者の計画の認定・支援措置、特別の対策としての政府による取組等を措置。			
特定重要物資の指定 ・国民の生存に必要不可欠又は国民生活・経済活動が依拠している物資で、安定供給確保が特に必要な物資を指定	事業者の計画認定・支援措置 ・民間事業者は、特定重要物資等の供給確保計画を作成し、所管大臣が認定 ・認定事業者に対し、安定供給確保支援法人等による助成やツーステップローン等の支援	政府による取組 ・特別の対策を講ずる必要がある場合に、所管大臣による備蓄等の必要な措置	その他 ・所管大臣による事業者への調査
3. 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度(第3章) 基幹インフラの重要設備が我が国の外部から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、重要設備の導入・維持管理等の委託の事前審査、勧告・命令等を措置。			
審査対象 ・対象事業：法律で対象事業の外縁(例：電気事業)を示した上で、政令で絞り込み ・対象事業者：対象事業を行う者のうち、主務省令で定める基準に該当する者を指定	事前届出・審査 ・重要設備の導入・維持管理等の委託に関する計画書の事前届出 ・事前審査期間：原則30日(場合により、短縮・延長が可能)	勧告・命令 ・審査の結果に基づき、妨害行為を防止するため必要な措置(重要設備の導入・維持管理等の内容の変更・中止等)を勧告・命令	
4. 先端的な重要技術の開発支援に関する制度(第4章) 先端的な重要技術の研究開発の促進とその成果の適切な活用のため、資金支援、官民伴走支援のための協議会設置、調査研究業務の委託(シンクタンク)等を措置。			
国による支援 ・重要技術の研究開発等に対する必要な情報提供・資金支援等	官民パートナーシップ(協議会) ・個別プロジェクトごとに、研究代表者の同意を得て設置 ・構成員：関係行政機関の長、研究代表者/従事者等 ・相互了解の下で共有される機微情報は構成員に守秘義務	調査研究業務の委託(シンクタンク) ・重要技術の調査研究を一定の能力を有する者に委託、守秘義務を定める	
5. 特許出願の非公開に関する制度(第5章) 安全保障上機微な発明の特許出願につき、公開や流出を防止するとともに、安全保障を損なわずに特許法上の権利を得られるようにするため、保全指定をして公開を留保する仕組みや、外国出願制限等を措置。			
技術分野等によるスクリーニング(第一次審査) ・特許庁は、特定の技術分野に属する発明の特許出願を内閣府に送付	保全審査(第二次審査) ①国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれの程度 ②発明を非公開とした場合に産業の発達に及ぼす影響等を考慮	保全指定 ・指定の効果：出願の取下げ禁止、実施の許可制、開示の禁止、情報の適正管理等	外国出願制限 補償
施行期日 ・公布後6月以内～2年以内(段階的に施行)			

有人国境離島法(平成28年法律第33号)の概要

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（概要）

目的

この法律は、我が国の領海、排他的経済水域等を適切に管理する必要性が増大していることに鑑み、有人国境離島地域が有する我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別の措置を講じ、もって我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に寄与することを目的とする。

定義

有人国境離島地域

- 1 自然的経済的社会的観点から一体をなすと認められる二以上の離島で構成される地域（当該離島のうちに領海基線を有する離島があるものに限る。）内の現に日本国民が居住する離島で構成される地域
- 2 1のほか、領海基線を有する離島であって現に日本国民が居住するものの地域

特定有人国境離島地域

有人国境離島地域のうち、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることがその地域社会を維持する上で特に必要と認められるもの（特定有人国境離島地域名、特定有人国境離島地域を構成する離島等を別表に明記）

国の責務

国は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持のため必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

基本方針・計画

- 内閣総理大臣は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針を定めるものとする。
- 特定有人国境離島地域をその区域に含む都道府県は、基本方針に基づき、当該特定有人国境離島地域について、その地域社会の維持に関する計画を定めるよう努めるものとする。

有人国境離島地域に係る施策

<保全>

- 一 国は、国の行政機関の施設の設置に努める。
- 二 国は、土地の買取り等に努める。
- 三 国及び地方公共団体は、港湾等の整備に努める。
- 四 国及び地方公共団体は、外国船舶による不法入国等の違法行為の防止に努める。
- 五 国及び地方公共団体は、広域の見地からの連携が図られるよう配慮する。

<その他>

- 啓発活動

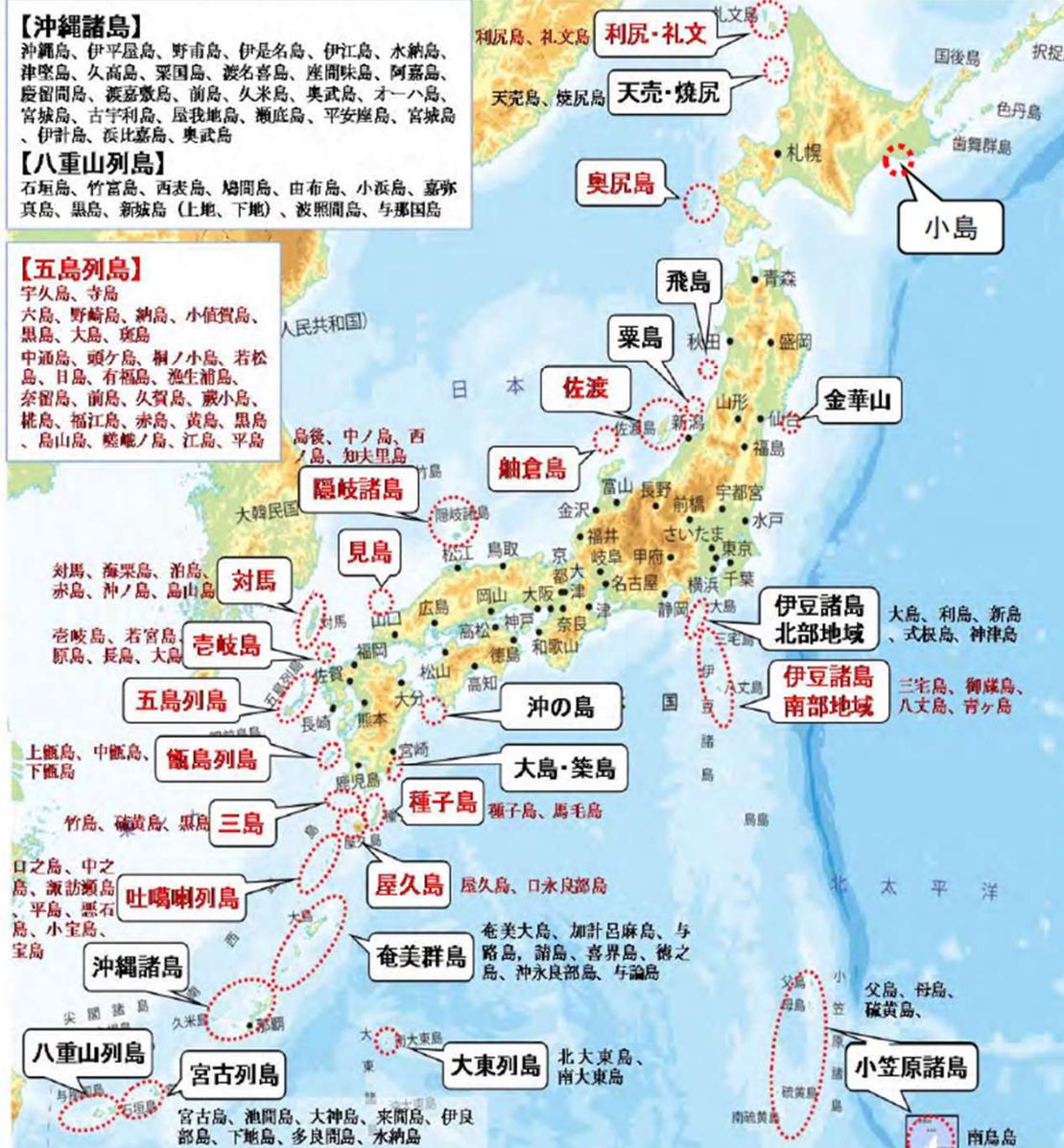
特定有人国境離島地域に係る施策

- 保全に関する施策に加え、国及び地方公共団体は、以下に掲げる事項について適切な配慮をする。
- #### <地域社会の維持>
- 一 国内一般旅客定期航路事業等に係る運賃等の低廉化（特別の配慮）
 - 二 国内定期航空運送事業に係る運賃の低廉化（特別の配慮）
 - 三 生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減
 - 四 雇用機会の拡充等
 - 五 安定的な漁業経営の確保等
- ※ 必要な財政上の措置等を講ずるものとする。

その他（施行期日）

- ・ この法律は、一部を除き、平成29年4月1日から施行する。また、平成39年3月31日限り、その効力を失う。
- ・ 内閣府設置法の一部改正（本法案に係る事務の所管）等

有人国境離島地域の位置図



有人国境離島地域 (地図黒字+地図赤字)
 13都道県 29地域 148島

自然的・経済的・社会的観点から一体をなすと認められる2以上の離島で構成される地域(領海基線を有する離島があるものに限る。)で、日本国民が居住するもの

うち特定有人国境離島地域 (地図赤字)
 8都道県 15地域 71島

継続的な居住が可能となる環境整備を図ることが地域社会を維持する上で特に必要と認められるもの

※特定有人国境離島地域は法(別表)で特定されているが、有人国境離島地域については、法4条に基づく国の基本方針にて特定。

出典: 国土地理院の地図を基に総合海洋政策推進事務局が作成。

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

人口急減地域の課題

- ・ 事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
 - ・ 安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、Uターンへの障害

特定地域づくり事業協同組合制度

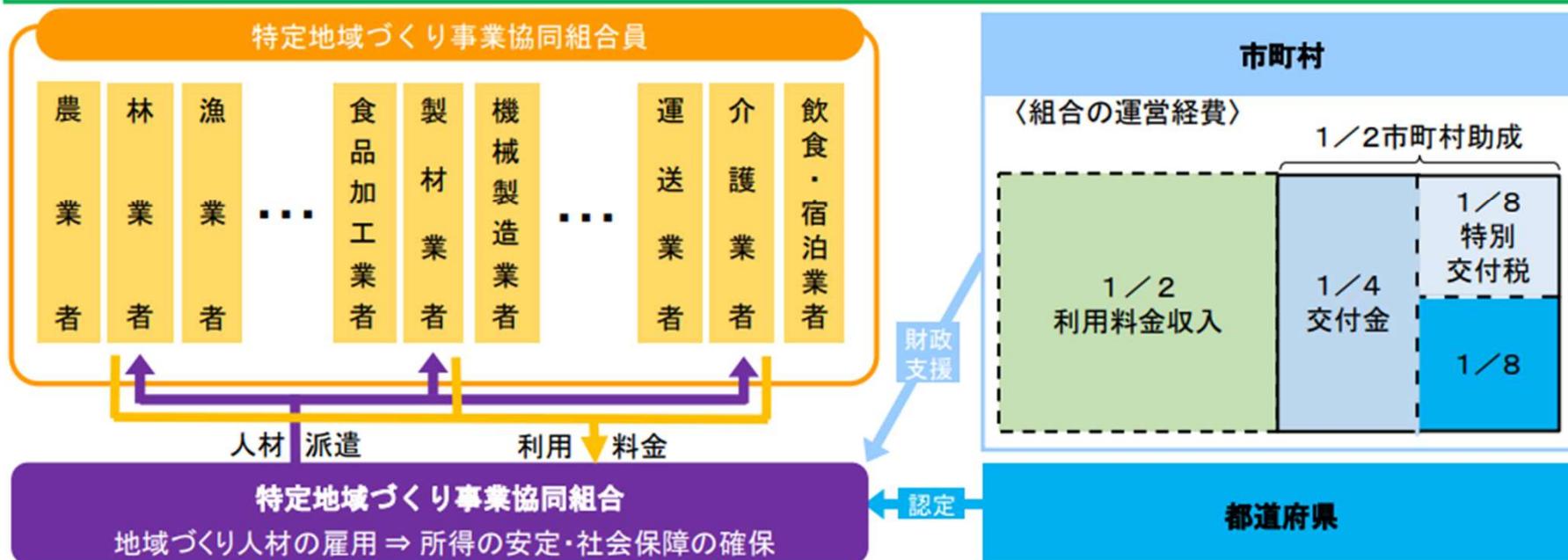
- ・ 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
 - ・ 組合で職員を雇用し事業者に派遣
（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）
- ⇒地域の担い手を確保

人口急減法の概要

対象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
※過疎地域に限られない

認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）

特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能

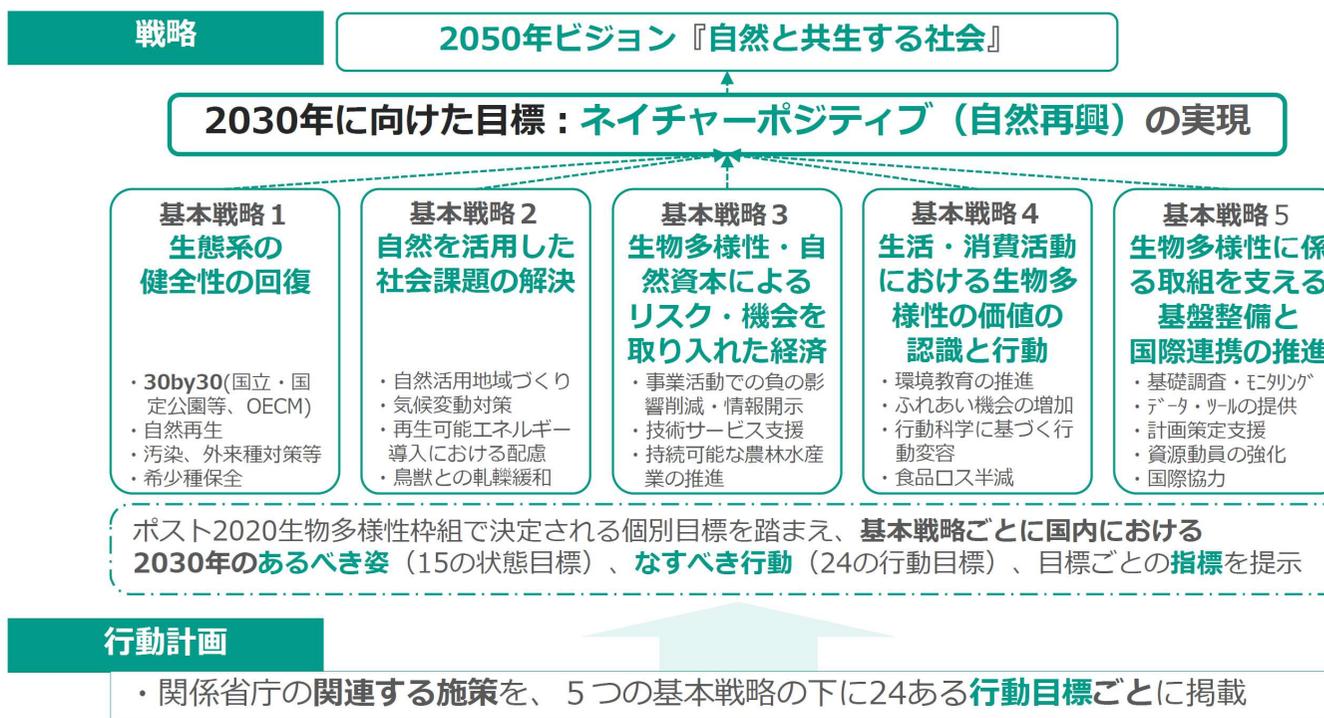


世界に誇る多彩な自然と文化を育む国土づくり

次期生物多様性国家戦略の策定に向けた検討状況

次期生物多様性国家戦略素案のポイント

- ✓ 地球の持続可能性の土台・人間の安全保障の根幹である**自然資本を守り活用するための戦略**。**自然と共生する社会**を目指し、生物多様性損失と気候危機の「**2つの危機**」への**統合的対応**、**新型コロナウイルス感染症のパンデミック**という危機を踏まえた**社会の根本的変革**を強調。
- ✓ 「**2030年ネイチャーポジティブ（自然再興）**」の実現に向け**5つの基本戦略**を設定。**30by30目標**の達成を含めた取組により**健全な生態系**を確保し、**生態系による恵み**を維持し回復させ、**自然資本を守り活かす社会経済活動**を広げる。
- ✓ **基本戦略ごとに状態・行動目標を設定**。**行動目標に施策**を紐づけることで、個別の取組から2030年、さらには2050年を見据えた**目標・ビジョン**までの**戦略全体を一気通貫**で整理。



2021年G7サミットで約束

2030年までに**国土の30%**以上を
自然環境エリアとして**保全**

– 30 by 30 –

- 保護地域（国立公園等）の更なる**拡充・管理**
- 保護地域**以外**の**場所**で生物多様性保全に貢献する場所（OECM）の**認定**
（社寺林、企業有林、企業緑地、里地里山等）

OECM認定により期待される効果



CO₂の吸収・固定、
防災減災に寄与する
自然の再生



プラ代替のバイオマス
資源の持続的な生産



鳥獣被害の防止や、
恵み豊かな里山の
維持



地元の安全安心な
食べ物の生産



免疫力高め、健康な
生活を支える身近な
自然とふれあう



疲れを癒し、充実
した余暇を楽しみ、
心を潤す

OECM : Other Effective area-based Conservation Measures

○ グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組

I 気候変動・防災・減災に関するもの



透水性・保水性のある歩道、浸透・貯留機能のある公園等



グランモール公園

公園と一体となった遊水地



鶴見川多目的遊水地

II 緑と水の豊かな生活空間の形成に関するもの



琵琶湖と市街地を結ぶ緑軸としての公園



草津川跡地公園

地域住民による緑地の管理



みつけイングリッシュガーデン

III 投資や人材を呼び込む都市空間の形成に関するもの



自然環境と調和したオフィス空間



二子玉川ライズ

都心のビジネス街区の緑化



Marunouchi Street Park

IV 自然環境・景観・生態系保全と地域振興に関するもの



河川における生物の生息・繁殖環境、多様な河川環境の保全・創出



鶴見川水系梅田川

荒廃水田のビオトープや環境教育の場への転換



立梅用水土地改良区

グリーンインフラ推進戦略の策定(令和元年)

◆グリーンインフラが求められる社会的・経済的背景

- (1) 気候変動への対応 (2) グローバル社会での都市の発展 (3) SDGs(持続可能な開発目標)、ESG投資等との親和性
 (4) 人口減少社会での土地利用の変化への対応 (5) 既存ストックの維持管理 (6) 自然と共生する社会の実現
 (7) 歴史、生活、文化等に根ざした環境・社会・経済の基盤

◆グリーンインフラの特徴と意義

(1) 機能の多様性

- 施設や空間そのものが多様な機能を有する
- 様々な活動の場となり、多様な機能が発揮される1つの社会資本にとどまらず、**エリア全体の資源を活かす**ことで、より効果的に機能を発揮

(2) 多様な主体の参画

- 地域住民との協働や民間企業との連携により、多様な主体が維持管理等に関与
- グリーンインフラを基点とした**新たなコミュニティやソーシャルキャピタルの形成**
- 多様な主体が参画するからこそ、**適切なマネジメントが必要**

(3) 時間の経過とともにその機能を発揮する (「成長する」又は「育てる」インフラ)

- 年月を重ね、**自然環境の変化にあわせて機能を発揮する**、又は新たな機能が発現
- 時間の経過とともに、**地域の歴史、生活、文化等を形成**
- 自然環境が有する不確実性を踏まえた**順応的管理が必要**

◆グリーンインフラの活用を推進すべき場面

- (1) 気候変動への対応 (2) 投資や人材を呼び込む都市空間の形成 (3) 自然環境と調和したオフィス空間等の形成 (4) 持続可能な国土利用・管理
 (5) 人口減少等に伴う低未利用地の利活用と地方創生 (6) 都市空間の快適な利活用 (7) 生態系ネットワークの形成 (8) 豊かな生活空間の形成

◆グリーンインフラを推進するための方策

基本方針: 多様な主体の幅広い連携のもとに行うグリーンインフラの取組を社会資本整備や土地利用等を進める際の検討プロセスにビルトイン

(1) グリーンインフラ主流化のための環境整備

- ① グリーンインフラ官民連携プラットフォームの創設
- ② 相談窓口の設置等
- ③ 各種法定計画への位置づけ
- ④ 都市計画に係る運用方針等の見直し
- ⑤ 技術指針の策定と要素技術の研究開発
- ⑥ 土木設計におけるGIへの配慮
- ⑦ 各主体の役割分担及び費用負担について整理

(2) グリーンインフラ推進のための支援の充実

- ① モデル事業の実施と優良事例の横展開
- ② 計画策定等に関する新たな支援制度
- ③ 緑の総合的な支援制度
- ④ GIを活用した雨水貯留浸透対策の推進
- ⑤ 交付金等による重点的支援の実施
- ⑥ 民間の取組に対するファイナンス支援の実施
- ⑦ ファイナンス確保に関する事例集の作成

(3) グリーンインフラに関する評価手法の開発等

都市公園整備や道路緑化等を通じてグリーンインフラの社会実装を推進することにより、都市部におけるCO2吸収源対策やヒートアイランド現象の緩和等を効果的に進めるとともに、環境を重視した民間投資の拡大を促進する。

緑化・緑地の創出等によるCO2吸収源対策やヒートアイランド現象の緩和等による省エネ推進

- 都市公園や民間緑地創出によるCO2吸収源対策の促進
- 緑地創出によるヒートアイランド現象の緩和
- 道路緑化、雨庭、鉄道敷緑化等によるCO2吸収源対策や暑熱緩和



公園を活用した健康づくり
(東京都立川市・昭島市)



雨水貯留浸透施設を備えた公園緑地の整備
(神奈川県横浜市)



軌道敷緑化の整備
(熊本県熊本市)

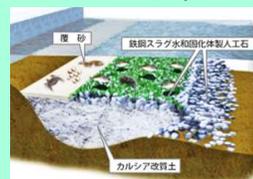


雨庭の整備
(京都府京都市)



住居地域における道路緑化
(千葉県印西市)

- 干潟・藻場等の造成によるブルーカーボン生態系を活用したCO2吸収源対策



浚渫土砂や鉄鋼スラグ等を活用した藻場等の造成によりCO2吸収源対策を促進
(千葉県君津市)

- 民間開発による自然と調和したオフィス空間の形成
- ESG不動産投資の促進



二子玉川ライズ (東京都世田谷区)



大手町の森 (東京都千代田区)

- 多自然川づくりやかわまちづくり等による魅力ある水辺空間の創出



河道掘削による湿地再生
(円山川、兵庫県豊岡市)



地域資源の保全と商業施設が連携したかわまちづくり
(五ヶ瀬川、宮崎県延岡市)

グリーンインフラ官民連携プラットフォーム (R2.3設立)

産学官が参加
会員数1,543
(R4.8末)

○グリーンインフラの社会的普及

○グリーンインフラ技術の調査研究(効果評価等)

○民間資金活用方策の検討(グリーンボンド等の活用)

官民連携による取組加速化

環境を重視した民間開発等
民間投資の拡大

気候変動適応、生物多様性保全

グリーンインフラによるGXの推進

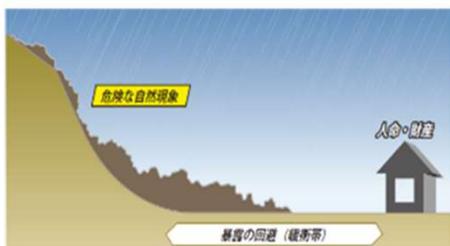
- Eco-DRRは、NbSのなかでも防災・減災に着目し、「**暴露の回避**」と「**脆弱性の低減**」により災害から**人命・財産を守る**とともに、**かく乱環境の保全により多様な生物を育み**、生物多様性保全との相乗効果をもたらす取組。

Eco-DRRの特徴

人命を守る

暴露の回避

- 自然災害に対して脆弱な土地の開発を避け、生態系の保全と再生を図る



脆弱性の低減

- 生態系を物理的な緩衝として、危険な自然現象を軽減
- 暮らしを支える基盤として社会の脆弱性を低減



多様な生物を育む

生物涵養

- 氾濫や土砂崩れが頻発するかく乱環境を好む希少な生物が多数存在

